

## 奈良県告示第二百二十四号

建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成八年十二月奈良県告示第四百二十七号）の一部を次のように改正し、平成二十三年七月一日から施行する。

平成二十三年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

第一条中「奈良県が発注する」を削り、「の契約」の下に「（以下「建設工事等契約」という。）で奈良県が発注するもの」を加える。

第二条第一項ただし書中「資格審査を受ける」を「入札参加資格を得る」に改め、同項第三号中「許可」を「許可」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を削り、同項第五号中「申請書を提出するときに」を「次項の申請を行うときに、」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 次項の申請を行うときに、次のいずれかに該当する事由があると認められる者

ア 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 暴力団（法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第二条第一項第四号中「競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出するときに」を「次項の申請を行うときに、」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 別に定める審査基準日の直前二年の事業年度において、営業実績を有していない者

第二条第二項中「申請書を知事に提出しなければ」を「知事に申請しなければ」に改め、同条第三項中「申請書は」を「前項の申請は」に、「提出しなければ」を「行わなければ」に改め、同項ただし書中「知事は」を「知事が」に、「提出期限経過後においても、申請書を受理することができる」を「この限りでない」に改め、同条第四項中「知事は」を削り、「入札に参加を希望する者の申請書を受理し、速やかに資格審査を行う」を「第二項の申請を行うことができる」に改め、同条第五項中「申請書を受理した」を「申請があった場合は、速やかに資格審査を行うものとする。この」に改める。

第五条中「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を「知事が別に定めるところ」に改める。